

広島市認知症初期集中支援推進事業業務に係る
公募型プロポーザル手続開始の公示

令和3年8月10日

次のとおり企画提案書の提出を招請します。

広島市長 松 井 一 實

1 業務名

広島市認知症初期集中支援推進事業業務（令和3年度増設分）

2 業務内容

別紙「広島市認知症初期集中支援推進事業業務委託基本仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり。

3 業務場所

中区内

4 委託期間

契約締結日（令和3年11月1日予定）から令和4年3月31日まで

5 事業費

本業務に係る費用は403万8千円を上限とする。（※本事業は非課税事業である。）

6 事業担当課（問合せ先及び各種書類の提出先）

〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号（広島市役所本庁舎2階）
広島市健康福祉局高齢福祉部地域包括ケア推進課 担当：上本
TEL：082-504-2648（直通）
FAX：082-504-2136
Eメール：hokatsucare@city.hiroshima.lg.jp

7 プロポーザル参加資格

プロポーザルに参加する者は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 本事業の趣旨を十分に理解した上で委託業務を実施できる団体（法人）であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4及び広島市契約規則（昭和39年広島市規則第28号）第2条の規定に該当しない者であること。
- (3) 公示の日から受託候補者の特定までの間のいずれにおいても、法令に基づく営業停止処分を受けていない者であること。
- (4) 広島市競争入札参加資格に登録されている者にあつては、公示の日から受託候補者の特定までの間のいずれにおいても、広島市競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成8年広島市要綱）に基づく指名停止措置若しくは競争入札参加資格の取消しを受けていない者であること。

- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、更生手続又は民事再生手続の開始の申立てがなされていない者であること。
- (6) 広島市税並びに消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (7) 次の各号のいずれにも該当しない団体であること。
 - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は広島市暴力団排除条例（平成24年広島市条例第14号）第2条第2号に規定する暴力団員等の統制の下にあるもの
 - イ 代表者又は役員が暴力団員等であるもの
 - ウ 暴力団又は暴力団員等に対して資金等を提供し又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるもの
- (8) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体でないこと。

8 公募型プロポーザル応募説明書等の交付方法

- (1) 交付期間
公示日から令和3年8月27日（金）までの閉庁日を除く日の午前8時30分から午後5時15分まで。
- (2) 交付場所
前記6の事業担当課
※ 応募説明書等は、広島市のホームページからダウンロードすることができる。
（ホームページ（<http://www.city.hiroshima.lg.jp/>）の総合トップページ内の「事業者向け情報」→「入札・契約情報」→「入札発注情報」→「プロポーザル・コンペの案件情報」→「令和3年度 方式・案件名」）

9 公募型プロポーザル参加資格確認申請書等の提出

- (1) 提出書類
次の書類を各1部提出し、参加資格の審査を受けること。
 - ア 公募型プロポーザル参加資格確認申請書（様式1）
 - イ 法人にあっては、法人の登記事項証明書及び代表者・役員名簿（様式2）
 - ウ 広島市競争入札参加資格者名簿に登録されていない者にあつては、広島市税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書（滞納がないことを証明するもの）、印鑑証明書、使用印鑑届（様式3）
- (2) 提出期間
公示日から令和3年8月27日（金）までの閉庁日を除く日の午前8時30分から午後5時15分まで。
- (3) 提出方法
持参又は郵送（配達証明付き書留郵便により、提出期限までに必着のこと。）
- (4) 参加資格の確認及び審査結果の通知
プロポーザル参加資格の有無については、令和3年8月27日（金）午後5時15分を基準として、上記(1)により提出された公募型プロポーザル参加資格確認申請書等により確認し、審査結果を応募者に速やかに書面にて通知する。

10 仕様書等の内容に関する質問の受付と回答

- (1) 質問の受付
仕様書等の内容に関する質問を次のとおり受け付ける。
 - ア 受付期間 公示日から令和3年8月27日（金）までの閉庁日を除く日の午前8時30分から午後5時15分まで。

イ 仕様書等に関する質問書（様式4）に記入の上、電子メール又はFAXで提出すること。提出に当たっては、質問書が受付場所に到達していることを電話により速やかに確認すること。

(2) 質問に対する回答

前記(1)の質問に対する回答は質問者に直接回答し、前記6の事業担当課において、令和3年9月10日（金）までの閉庁日を除く日の午前8時30分から午後5時15分まで閲覧に供するとともに、広島市ホームページに掲載する。

11 企画提案書の作成と提出

(1) 企画提案書の作成

提案は、（応募説明書 別紙1）「公募型プロポーザル企画提案書作成要領」を参照して行うこと。

(2) 提出書類

企画提案書 11部（正本1部+副本10部）

※ 企画提案書の提出は、「提案書（様式5、様式6、様式7）、見積書、積算内訳書」の書類をまとめて行う。詳細は（応募説明書 別紙1）を参照のこと。

(3) 提出期間

公示日から令和3年9月10日（金）までの閉庁日を除く日の午前8時30分から午後5時15分まで。

(4) 提出方法

持参又は郵送（配達証明付き書留郵便により、提出期限までに必着のこと。）

(5) 留意事項

ア 提案は、1者につき1件とする。

イ 提出後の企画提案書の訂正、追加及び再提出は認めない。

ウ 提出書類は返却しない。

12 審査方法

(1) 審査

広島市認知症初期集中支援推進事業業務プロポーザル審査委員会が行う。

(2) 受託候補者特定基準

広島市認知症初期集中支援推進事業業務に係る公募型プロポーザル応募説明書による。

(3) 審査結果の通知

審査結果は、プロポーザル参加者全員に対して審査終了後速やかに書面にて通知する。

13 その他

(1) 本プロポーザル手続において使用する言語及び通貨は、それぞれ日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 次の各項目に該当する企画提案は無効とする。

ア 本応募説明書に示したプロポーザル参加資格のない者が提出した企画提案

イ プロポーザル参加者が、令和3年8月27日（金）午後5時15分以後、受託候補者の特定までの間に前記7(4)の広島市の競争入札参加資格の取消し若しくは指名停止措置を受け、又はその他プロポーザル参加資格を満たさなくなった場合

ウ 本応募説明書に定める提出書類に虚偽の記載をした場合

エ 本プロポーザルに関する条件に反した場合

(3) その他、詳細は「広島市認知症初期集中支援推進事業業務に係る公募型プロポーザル応募説明書」による。